

厚木市自治基本条例推進委員会令和6年度第3回会議 会議録

- 1 日時 令和6年12月18日（水）午後6時から午後7時30分
- 2 場所 厚木市役所 第二庁舎 16階会議室
- 3 出席者 厚木市自治基本条例推進委員5人
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、
市民協働推進係副主幹
- 4 傍聴者 なし
- 5 案件
 - (1) 令和6年度市民参加手続の報告について
 - (2) 令和5年度市民参加条例運用状況点検結果報告書について
 - (3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
- 6 配布資料
 - (1) 次第
 - (2) 資料1 令和6年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (3) 資料2 令和6年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
 - (4) 資料3 熱いし市民参加条例運用状況点検結果報告書（案）
 - (5) 事前配布 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針
 - (6) 事前配布 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）
〔対象年度：令和4年度〕
- 7 会議内容
 - (1) 令和6年度市民参加手続の報告について
【事務局】
資料1、2に基づいて市民参加手続を報告

～質疑なし～

【委員長】
ご意見等が無いようですので、この案件については終了とさせていただきます。
 - (2) 令和5年度市民参加条例運用状況点検結果報告書について
【事務局】

資料3に基づいて説明

～質疑なし～

【委員長】

ご意見等が無いようですので、令和5年度市民参加条例運用状況点検結果報告書は市に提出いたします。

(3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について

【事務局】

事前配布資料に基づき第20条の運用状況について説明。

前回の会議で御意見がありました、危機管理に係る外国籍市民の対応につきまして、第20条の運用状況報告にあるNo.29が該当していますので御報告します。

【委員】

No.19について、管理人が常駐している4館の老人憩の家について、機械警備を導入しない理由は为什么呢。常駐している方にお金が出ているのですか。

光熱水費など、公私が混同されていないでしょうか。

【事務局】

今回の会議で回答させていただきます。

【委員】

No.29について、韓国語が入っていませんが、何か意図はあるのでしょうか。

【事務局】

今回の会議で回答させていただきます。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第21条の運用状況について説明。

【委員】

第21条に「適正に保管するための仕組みを整備する。」とありますが、運用状況報

告のどの部分で担保されているのでしょうか。

文書管理規定などの運用状況も報告すべきではないでしょうか。

【事務局】

具体的な運用状況を確認の上、次回会議で報告させていただきます。

【委員】

デジタル化に対応するため、文書管理規定を大幅に改定している自治体が増えています。北海道東神楽町ではデジタル化が進んでおり、デジタル保存を基礎としています。文書保存のルールを抜本的に改革する場合、保存規定が職員に周知されていないと抜本的な改革ができないと思うので、徹底していただきたいと思います。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」とし、委員からいただきました御意見については、委員会からの意見として報告書に記載してよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第22条の運用状況について説明。

No. 54 につきましては、前年度の点検の際にいただきました、第22条の運用状況として報告すべきというご意見に対応したものです。

【委員】

マイナンバーカードの取り扱いについて、職員研修はしていますか。

市民の皆様マイナンバーカードを提示されたときにどう対応すべきかという研修はしていますか。

もしそういった個人情報の取り扱いについての研修をしていないのであれば、した方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】

マイナンバーカードの取り扱いに関する研修の状況は確認させていただきます。

【委員】

マイナンバーに関する管理や運用方法について心配している方が多いと思います。情報の漏洩事故が起きないように、市が適切に取り扱っていることを周知していただきたいと思います。

【委員長】

他に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

また、委員からいただきました御意見については、委員会からの意見として報告書に記載してよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第23条の運用状況について説明。

【委員】

議員の運用状況についてはどうでしょうか。

【事務局】

今回の運用状況報告は市の運用状況に限定しております。議員につきましては、議会基本条例に基づき運用状況のチェック体制を構築しております。

【委員長】

他に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第24条の運用状況について説明。

～質疑なし～

【委員長】

特に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第25条の運用状況について説明。

【委員】

令和5年度に付した意見等に対する検討状況は。

【事務局】

No. 59 の実績報告を作成する際に意見を反映しております。

【委員長】

他に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 26 条の運用状況について説明。

【委員】

No. 66 について、スマ報を利用し、修繕等をしていただいたものがありますが、対応結果の報告がありませんでした。報告は必ずしていただきたいです。

【事務局】

状況を確認させていただきます。

【委員】

No. 66 について、登録件数と投稿件数の違いは。

【事務局】

登録件数は事前に必要なユーザー登録の件数です。

【委員長】

他に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 27 条の運用状況について説明。

【委員】

行政不服審査会委の委員は何人いますか。

【事務局】

現在 3 人です。

【委員】

行政不服審査制度のマニュアル作成について、委員会で付した意見として記載があ

りますが、対応状況は。

【事務局】

No68 のとおりマニュアルを作成し、活用しております。

これまでいただいたご意見についての対応状況が分かりやすく記載するよう改善します。

【委員】

No. 48 の運用状況にも関連するかもしれませんが、No. 68 に関連して、審議会の開催状況など、行政不服審査制度の運用状況を報告してください。

【事務局】

次回会議で報告させていただきます。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 28 条の運用状況について説明。

【委員】

No69 の令和 4 年度実績は。

【事務局】

0 件です。

様々な提案をいただきますが、政策提案として取り扱われることは少ないと思われます。

【委員】

政策提案のハードルが高すぎます。

【委員】

毎年度 0 件の取組が必要か。提案しにくい仕組みなのであれば、政策提案の制度について、改めて検討してください。

【委員長】

他に意見等無ければ、運用状況については、「おおむね妥当」としてよろしいか。

また、委員からいただきました御意見については、委員会からの意見として報告書に記載してよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 29 条の運用状況について説明。

～質疑なし～

【委員長】

特に意見等無ければ、運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 30 条の運用状況について説明。

【委員】

総合計画に定める重要な事業とは何でしょうか。

No72 は運用状況として掲載する必要があるのでしょうか。

【事務局】

多くは第 29 条の運用状況に含まれていると思われます。

第 30 条の運用状況については改めて整理し、御報告させていただきます。

【委員長】

第 30 条の運用状況の点検は次回に実施します。

(4) 閉会

【事務局】

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は終了とさせていただきます。

次回は 1 月下旬～2 月上旬の開催を予定しております。日時が決まりましたら通知させていただきます。それでは閉会の挨拶を委員長職務代理よりお願いします。

【委員長職務代理】

～閉会の挨拶～

【事務局】

ありがとうございました。